

# アルゼンチンにおける ベーシック・インカム概念の普及と社会保障

宇佐見耕一

## ◎はじめに

アルゼンチンでは1990年代に新自由主義的な経済・社会改革が断行された。しかし、2001年の深刻な経済危機は、人々に新自由主義に対する警戒を喚起し、2003年に反新自由主義的なキルチネル（Kirchner）左派政権が成立するに至った。他方、新自由主義改革が断行されている最中の1990年代に、社会的排除という概念がアルゼンチンに導入され、同時に市民であることのみを条件として、全市民に基礎的所得を給付するベーシック・インカム（Basic Income）という概念も紹介された。21世紀になると行政もベーシック・インカムという用語を用い始め、いくつかの社会プログラムは同用語を用いて説明されている。本稿では第1節でアルゼンチンにベーシック・インカムという用語が紹介された時期の状況を概観し、第2節でアルゼンチンにおける同概念の広まりを確認する。第3節では21世紀に実行された社会扶助プログラムをベーシック・インカムとの関係から議論する。

## I 新自由主義と反新自由主義

### 1. 1990年代の新自由主義改革

1980年代の「失われた10年」を経験したアルゼンチンは、1990年代においてラテンアメリカ

諸国の中で最も徹底した新自由主義政策を実施した。経済面においては流通を規制していた諸委員会の廃止、国営企業の全面的な民営化、労働面においては雇用関係の柔軟化を柱とした規制緩和、社会保障面でも公的賦課方式の共通基礎年金制度に付加年金制度として公的賦課方式か民間積立方式のいずれかを選択可能としたほか、医療保険の自由選択制や公立病院の自主管理の導入など、社会的な部門にも競争原理が導入された。

雇用関係の柔軟化は、グローバル化の下で労働コスト削減が産業界から強く要請され政策化されていったが、それを推進するに当たり不利益をこうむる労働者を納得させる必要があった。そのために、雇用関係柔軟化論者は、硬直的労働市場が雇用・解雇コストを高め、それが投資家の新規投資を慎重にさせ、結果的に雇用創設にマイナスとなっていると説明した。そこで高い失業率を低下させるためには雇用関係を柔軟化し、新たな投資を促し、雇用の創設を活発化させなければならないと論じた。その結果、2度にわたり労働契約法が改正され、柔軟な雇用形態が新たに設けられた。

また、社会保障改革に際して年金制度を中心に市場原理の優位性が盛んに議論された。当時公的賦課方式であった年金は、新自由主義者により年金財政赤字や社会の高齢化への対応に問題ありとされた。民間積立方式の導入を主張する新自由主

義者は、同方式が社会の高齢化への対応で賦課方式より有利であり、保険料の支払いと受給関係の明確化により保険料の未納率が減少し、制度の民営化により、資本市場の活性化や制度の効率化が期待されるとした。その結果、1994年に付加年金部分を公的賦課方式か民間積立方式かで選択が可能となり、制度加入者の大多数が民間積立方式を選択した。

1990年代以前のアルゼンチンの社会保障制度は、厳格な労働契約法に守られた安定的雇用と、フォーマルセクターを対象とした社会保険制度がその中核を形成していた。ところが、1990年代の改革により、安定的雇用制度の一部が柔軟化され、また社会保険制度にも市場原理が導入されることとなった。他方、インフォーマルセクターを対象とした社会保障制度は、無料の公立病院制度や老人ホーム、また食料の直接給付などであったが、それらは量的・質的に不十分なものであった。

## 2. 経済危機と社会保障制度の機能不全

新自由主義的労働改革は、規制緩和により投資が拡大し、雇用が増大することを予想していた。しかし、1990年代に入ると失業率（大ブエノスアイレス圏）は上昇を続け、1995年には20%に達し、それ以降も15%前後で高止まりするという大量失業の常態化がみられた（図1参照）。このような、大量失業の常態化は、フォーマルセクターを対象とした社会保険中心のアルゼンチンの社会保障制度の限界を露呈させることとなった。雇用関係の柔軟化と同時に導入された失業保険制度も、実際にはほとんど有効に機能しなかった。

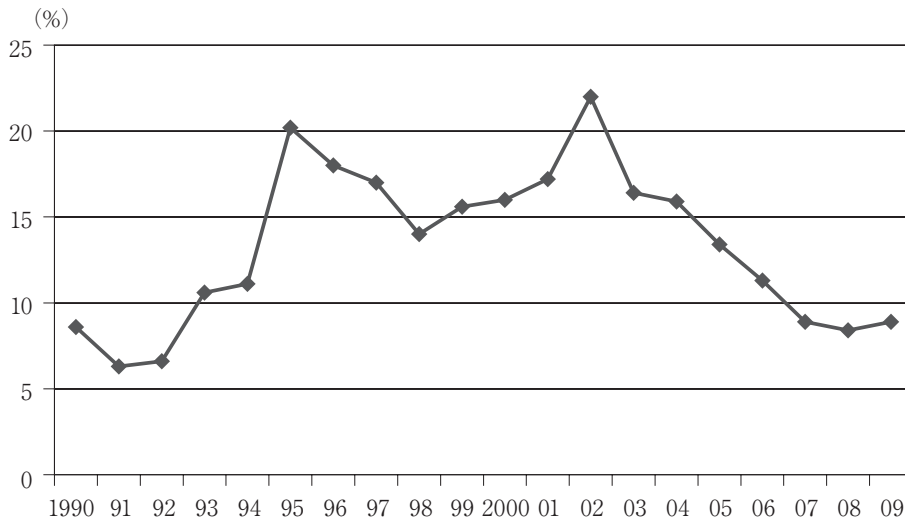
このように悪化した雇用状況に追い打ちをかけたのが、2001年に発生した経済危機であり、アルゼンチン政府は債務不履行状況に陥り、経済は深刻な不況に突入した。大ブエノスアイレス圏の

貧困人口は2001年から急上昇をはじめ、2002年には50%を超える高さにまで達した（図2参照）。同年には人口の半数以上が貧困人口となり、ブエノスアイレス市中がホームレスで溢れるという異常な事態が発生した。そこではまず、貧困者への対応が喫緊の課題とされ、従来の社会保険中心のフレームワークでは明らかに対応不可能な状況に陥っていた。アルゼンチンの社会保障制度は、第二次世界大戦後のペロン（Perón）政権以降、労働組合に組織されたフォーマルセクターの労働者を対象とした社会保険を中心に発展してきた。賦課方式の年金制度は法的には家事労働者にまで対象範囲が拡大され、すべての勤労者がその対象となっているが、実質的に年金保険料を支払って、退職後年金を受給できたのはフォーマルセクターの労働者に限られていた。

## 3. キルチネル左派政権の成立

2001年末に経済危機への対応として、個人貯金の封鎖など緊急経済対策を実施していた当時のデ・ラ・ルーア（De La Rúa）連合政権が、民衆の抗議の中で崩壊し、2002年1月に上院議員であったペロン党のドゥアルデ（Duhalde）元副大統領が、上下両院総会で大統領に選出された。彼は、自身の政権を選挙で選出されていない暫定政権と認識しており、翌2003年に大統領選挙が実施されることとなった。その選挙ではペロン党が分裂状態となり、同党から1990年代の新自由主義改革を推進したメネム（Menem）元大統領と、メネム元大統領のライバルであったドゥアルデ大統領に推されたキルチネル・サンタクルス州知事が出馬した。第1次投票ではメネム元大統領が1位、キルチネル候補が2位となり、両者で決選投票を実施する予定であった。大統領選挙期間中メネム元大統領は過去の実績を強調し、キルチネル候補

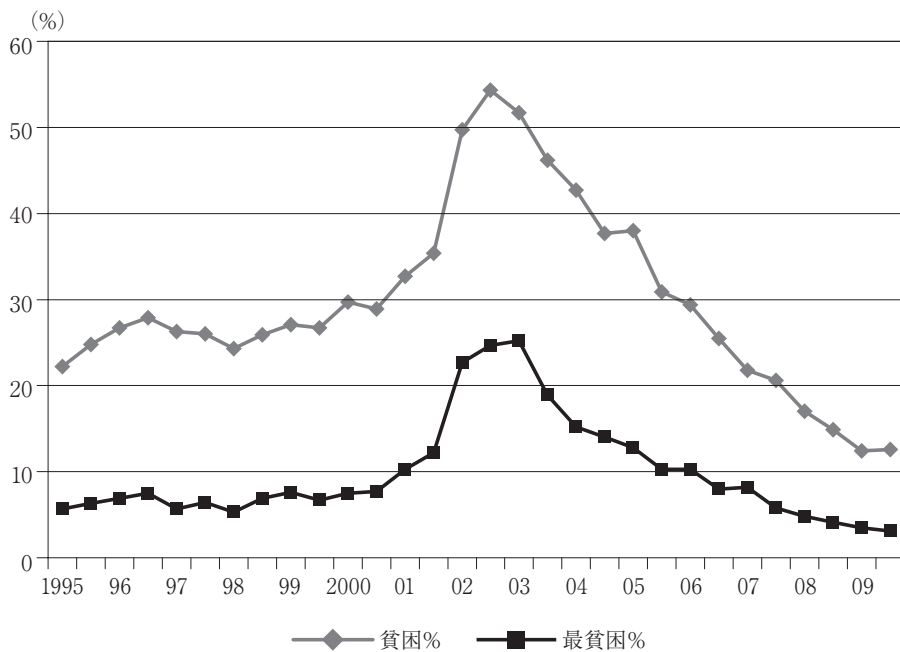
図1 大ブエノスアイレス圏の失業率%



(注) 失業率は各年5月あるいは第二四半期のもの。

(出所) INDEC: Instituto Nacional de Estadística y Censo (<http://www.indec.mecon.ar/> 2010/6/30 閲覧)

図2 大ブエノスアイレス圏の貧困人口



(注) 最貧困ラインは基礎的食料バスケットを購入する所得、貧困ラインは最貧困ラインに最低生活必需品購入に資する所得を加えたもの。

(出所) INDEC (<http://www.indec.mecon.ar/> 2010/6/30 閲覧)

はメネム元大統領の推進した新自由主義経済・社会政策を激しく非難するという応酬となった。

しかし、2001年の経済危機の影響が強く残る中での選挙戦では、国民の間に新自由主義に対する拒否観が強く、政界有力者も次々とキルチネル候補支持を打ち出し、メネム元大統領は決戦投票辞退に追い込まれ、キルチネル政権が成立するに至った。このような経緯で成立したキルチネル政権の政治的スタンスは、反新自由主義であり、また政権基盤も従来の労働組合を支持母体とする伝統的なペロン党の枠組みを超えて、伝統政党である急進党の一部や社会運動をも取り込む新たな同盟の形成を模索するものであった。2007年の改選ではキルチネル大統領は出馬せず、夫人でブエノスアイレス州選出上院議員であったクリスティーナ・フェルナンデス氏が出馬し、当選した。クリスティーナは、夫でその後ペロン党総裁となったキルチネル氏の政治基盤の上ののり大統領に当選し、前キルチネル氏の反新自由主義的な経済・社会政策を受け継いでいる。

## II アルゼンチンにおけるベーシック・インカム

### 1. ベーシック・インカム概念の普及

アルゼンチンで本格的にベーシック・インカムの概念が紹介されたのは、1995年に現地の研究者ロ・ブオロ(Lo Vuolo)やバルベイト(Barbeito)などがヨーロッパでこの概念を提起しているバン・パリース(Van Parijs)などとの共著で『排除に抗して: 市民所得の提案』(Lo Vuolo et al. [1995])を出版したのがおそらく初めてであろう。この本が出版されたのは、上述したようにアルゼンチンにおいて社会保障制度が大きく転換し、貧困や失業などの社会問題がクローズアップされた

時期であった。

ロ・ブオロはアルゼンチンにおける既存の福祉国家の危機が、社会排除を進めるものだと判断し、従来のシステムの危機と社会的包摂という問題に同時に取り組む必要性を説いている。そこでの提案がベーシック・インカムである。彼はベーシック・インカムの基本的特徴として、バン・パリースを引用しつつ「市民ということを唯一の条件として、無条件に所得を与えるための制度を整備すること」と説明している。また、ロ・ブオロはラテンアメリカのコンテクストの中で、ベーシック・インカムの呼称を市民所得(ingreso ciudadano)とすることが望ましいとしている。なぜなら市民所得という呼称は、市民に対して権利があることを示しており、逆にベーシック・インカムという呼称は、給付の最低水準という意味合いを持つからである(Lo Vuolo et al. [1995] 13-25)と論じている。アルゼンチンにおけるベーシック・インカムの概念の普及は、「公共政策研究のための学際的研究センター」(CIEPP: Centro Interdisciplinario para Estudios de Políticas Públicas)が中心となって展開されていった。2003年月にはブエノスアイレス大学経済学部で「市民所得・労働そして民主主義: ベーシック・レント(Basic Rent)の可能性」と題する公開セミナーが開催された<sup>(1)</sup>。

発表者はスペイン・バルセロナ大学のドメネック(Antoni Domenéch)とラベントス(Daniel Raventós)、アルゼンチンからはロ・ブオロであった。ドメネックはベーシック・インカムをベーシック・レントと呼び、それが与えられる唯一の条件である市民について議論した。そこでは、市民の中の多様性、例えば金持ちか貧しいかといった要素とは無関係に、唯一市民であることのみを条件に給付がなされるという無条件性と普遍性が強調された。ラベントスはベーシック・レント(以下

ベーシック・インカム)を他の参加所得や市民サービスといった代替提案と比較して、ベーシック・インカムの以下の優位な点を指摘した。①給付に際してのスティグマの不在、②労働者に対する保護措置を備えた労働市場の柔軟化を可能とすること、③賃労働以外に家内労働やボランティア・ワークといった労働へも分配を可能とすること、④経済活動に際してのリスクを緩和し起業しやすくなる、⑤労働者の交渉力を高めることにより労働者にとって魅力のない危険労働従事者の待遇改善などに寄与する、⑥貧困や失業の罍を回避することができる、⑦雇用主の権力が一部弱体化する、⑧ベーシック・インカムは労働と賃金の関係をゆるめ、多くの人がより各自の望む活動に従事することに寄与する。

ロ・ブオロは、先進国において貧困者のなかの区分けについて議論しているが、アルゼンチンでは貧困であることが一般化している。そのなかでも子供と高齢者の貧困問題が深刻であり、まず子供と高齢者を対象としたベーシック・インカムを主張している。こうした主張はすでに政治的領域に影響を及ぼしており、2007年大統領選挙に際して野党ARI (Afirmación para una República Igualitaria) のエリサ・カリオ (Elisa Carrió) 大統領候補の主張の中に取り込まれている。そこには子供や高齢者が怠惰であるという批判が入り込む余地はないと述べられている。

## 2. NPOによる普及活動

このようなベーシック・インカムに対する学問的関心の高まりを背景に、ロ・ブオロやバルベイトなどが中心となって、ベーシック・インカム概念の普及を目的として「アルゼンチン市民所得ネットワーク」(Asociación Civil Red Argentino de Ingreso Ciudadano) という非営利団体<sup>(2)</sup>が2004

年3月に発足した。同NPOは、ベーシック・インカム概念を出版やセミナーなどの活動をとおして学会や行政実務家の間にまず普及させることを主たる目的としている。そのために同NPOやロ・ブオロの所属する研究所をとおして、ベーシック・インカムに関する出版物が多数発行されている。また、2010年にはブエノスアイレス大学経済学部やアルゼンチン社会政策学会と共催でセミナーも開催している。また、2009年には子供手当 (asignaciones familiares) が拡充されたことに伴い、同手当をベーシック・インカムの観点から議論するセミナーがいくつか開催されている。さらに、ベーシック・インカムの研究と啓蒙に関する活動は、ブエノスアイレスのみならず全国的展開をみせるようになり、例えば内陸メンドーサ州にある国立クージョ大学の政治社会科学部のなかに「クージョ市民所得分析・研究センター」(Centro Cuyano de Estudios, Análisis e Investigación del Ingreso Ciudadano) が設置されている<sup>(3)</sup>。同センターの目的は、アルゼンチン市民所得ネットワークと同様である。

このようにベーシック・インカムという概念はヨーロッパで提起されたものであるが、それがアルゼンチンにも普及し始めている。またアルゼンチン市民所得ネットワークは、米国の「USベーシック・インカム・ネットワーク」(The U.S. Basic Income Guarantee Network) や「世界ベーシック・インカム・ネットワーク」(Basic Income Earth Network) とネット上でリンクしている。こうしてみると、アルゼンチン市民所得ネットワークの普及活動は、社会保障政策に関するアイデアや市民社会のグローバル化の一例であるともいえる。

### Ⅲ 社会扶助プログラムとベーシック・インカム

この節では、アルゼンチンで実施されてきた現金給付型の社会扶助プログラムをベーシック・インカムの概念と照らし合わせて概観する。

#### 1. 失業世帯主プログラム

(programa jefes/as de hogar desocupados)

失業世帯主プログラムは、2001年末からの経済危機に対する緊急の政策が求められていた中、失業・貧困対策の最大のものとして、ドゥアルデ大統領の下で世界銀行の支援を得ながら、2002年4月に政令で施行されたものである。

同プログラムにおける受給条件は以下の5点である。①アルゼンチン在住者（国籍は問わない）、②失業中の世帯主であること、③世帯主が18歳以下の子供を少なくとも1人以上持つか妊娠中である、あるいは年齢に拘わらず子供が障害者を持っていること、④学齢期の子供が就学していること、⑤子供には法定ワクチン接種がおこなわれていること。これらの条件を満たしたものに対して、月150ペソの直接的現金給付を行う。また、こうした現金給付は、1日4時間以上6時間以下の労働を行うことが求められている。給付を受けるために従事する労働は、住民の生活の質の向上に貢献する社会的に利益のある仕事や、コミュニティでの仕事であるとされている。またこうしたコミュニティでの仕事の他に、技能修得のための仕事、初等・中等教育を終了させること、正規雇用契約による企業への就職などが示されている<sup>(4)</sup>。コミュニティでの仕事の中身は、低所得層居住区にある保育園や共同食堂の建設、また共同食堂での調理やブエノスアイレス市役所の地区行政事務所で補助作業などがある。また、同プ

ログラムはNGO、民間団体や地方政府組織が関与して実施されている。同プログラムの受給者は2003年12月に約183万件に達した後、低減している（CONAEyC[2004]）。

このプログラムに関する監督官庁である労働・社会保障省の報告書では、1990年代の新自由主義に基づくターゲティング型の社会扶助政策を「野蛮なターゲティング政策」と批判し、失業世帯主プログラムは、普遍主義的に市民に基礎所得を保障するベーシック・インカムの理念から影響を受けている（Ministerio de Trabajo[2003] 21-22）と記されている。しかし、ベーシック・インカムの理念は無条件の現金給付であり、同プログラムでの現金の受給にはさまざまな条件が付与されており、同プログラムは世界銀行などが提唱する「条件付き現金給付」（CCT: conditional cash transfer）に該当する。条件付き現金給付プログラムは、貧困世帯に一定の条件（通常子供の健康維持や教育を実施していることなど）のもと、現金を給付するプログラムである<sup>(5)</sup>。また、同プログラムは給付を一定の労働に対する対価であるとしており、その意味でワークフェア的プログラムであるといえる。このように失業世帯主プログラムの実質は、条件付き現金給付プログラムであり、またワークフェア的プログラムであったにもかかわらず、政府文書の中にベーシック・インカムの理念を取り入れているとした点は注目される。それは市民運動によるベーシック・インカムのアドボカシー活動の成果ともいえ、レトリックに過ぎないとはいえ、ベーシック・インカムの理念が行政府においても意識されるようになったことを示している。

同プログラムの評価として、プログラムの求めている労働が実際には不安定なものであり、正規労働市場への参入は極めてまれであるとされてい

る。すなわち同プログラムに付随する就業支援という目的は、失業者の正規雇用増加には結びついていないと判断されている。また、同プログラムの受給者は、給付を失うことへの恐れを抱き、プログラムを実施している NGO や地方行政組織（社会福祉直接提供者）に対して従属するという負の側面がみられることが指摘されている（CONAEyC[2004:7]）。ベーシック・インカムを推進していた CIEPP の研究員エンリケスとレイジェスは、同プログラムをアルゼンチンで初めての脆弱層に対する本格的現金給付プログラムであり、受給者に資金の利用に関する自由を与えたことを評価している。その反面、彼女たちは旧来の社会福祉の負の側面、すなわち行政の脆弱層に対する社会的統制が、より制度化されたと批判している（Rodriguez Enriquez y Reyes[2006] 22-23）。

## 2. 社会的包摂のための家族プログラム

失業世帯主プログラムは、社会状況の緩和により 2004 年に実質的に受付を打ち切り、その受給者も減少していった。同年キルチネル政権は、失業世帯主プログラムの後継として「社会的包摂のための家族プログラム」（programa familias por la inclusión social）を社会開発省管轄で発足させた。それまで失業世帯主プログラムが対象としてきた

表 1 家族プログラム受給世帯数と対象となる子供の数

	受給世帯数	対象となる子供の数
2005 年 12 月	243,449	852,071
2006 年 12 月	330,754	1,157,639
2007 年 12 月	541,981	1,896,933
2008 年 12 月	629,143	2,202,000
2009 年 9 月	695,177	2,433,199

（出所）社会開発省（<http://www.desarrollosocial.gov.ar/>）

貧困層を 2 種類に区分し、就労支援プログラムは労働・社会保障省のものとし、就労困難者を対象に社会開発省が上記のプログラムを打ち立てた。そこでは社会的脆弱家庭を対象に、失業世帯主プログラムで実施された社会所得の給付を改変して遂行するとしている。

受給対象は、おおむね失業世帯主プログラムから引き継がれた以下の人々である。2 人以上の子供を持つ中等教育未修了の女性という他に、新たに極度の脆弱状況・社会的高リスク状況にあり、子供が家庭におり、世帯主あるいは中核世帯の所得が最低賃金以下の家庭という層が加わった。受給額は 19 歳以下の子供 1 人の場合月に 200 ペソが支給され、子供がひとり増えるに従い 45 ペソずつ増加し、最大 6 人の子供がいる場合 380 ペソが支給される。社会的包摂のための家族プログラムには、こうした現金支給の他にコミュニティでの仕事を行うことによる雇用能力向上、子供の教育を推進するプログラム、食料補助や健康維持のプログラムなどが組み合わさっている<sup>(6)</sup>。

このプログラムの対象世帯は 2009 年 9 月において約 70 万世帯で、プログラムの恩恵を受ける子供の数は 243 万人に達した。プログラムによる現金支給の効果として、2007 年 12 月時点で対象世帯の 50.5% が最貧困、貧困世帯が 34.9% であったものが、現金給付を含めると最貧困世帯が 29.9%、貧困世帯が 46.4% に減少し、最貧困世帯の減少に大きく寄与していることがわかる<sup>(7)</sup>。このプログラムは前述の失業世帯主プログラムと異なり、就労の義務が付随していない。

## 3. 年金モラトリアムとカバー率の拡大

年金制度は医療と並び高齢者の生活保障の中心的制度である。また、前述したように 1990 年代に年金制度はそれまでの公的付加賦課方式から、

加入者全員に共通の公的賦課方式基礎年金に、付加年金部分について公的賦課方式か民間積立方式かを加入者が選択できるよう制度変更がなされた。政府のさまざまな誘導措置もあり、民間積立方式を選択するものが70%を越え、年金制度の加入率自体も向上した。しかし、1990年代の大量失業は解決されず、むしろ2001年の経済危機を経て状況は悪化していった。そのような状況の下で、フォーマルセクター労働者が対象の社会保険である年金制度は、保険料の未納者を大量発生させ、無年金状態に置かせるという問題を生じさせた。年金制度の問題点としては、制度的には全職種をカバーしているが、膨大なインフォーマルセクター労働者が実質的に制度に包摂されてないという状況が続いていたことがある。

こうした事態に対してキルチネル政権では、2004年末に可決された法律25994号により、保険料納入済みで年金受給年齢に達していない失業者に対して年金の早期支給を可能とし、また保険料未納により年金が受給できない高齢者に対して条件を満たせば年金を支給することを可能とした。年金保険料未納高齢者は、未納分の最初の1カ月分を支払うと年金が受給できるようになり、残りの未納分は受給年金から分割で保険料を支払うこととなった。また、未納分は2年分を1年分と換算するため、この制度は年金モラトリアムと呼ばれている。

国立社会保険庁(ANSES)の報告書によると、1997年には年金受給者が約340万人おり、そのカバー率は60%であったが、2004年には約310万人、47%へと低下してしまった<sup>(8)</sup>。それが年金モラトリアム開始と同時に受給カバー率が向上し、同プログラム開始前の2003年に約57%であったものが2010年には88%に達している。また、基礎年金に付加年金を加えた最低年金額も2003

年の月150ペソから2010年には895ペソに増額されている(ANSES[2010:4-5])。

国立社会保険庁のホームページでは、このような政策の導入の核心として市民権の構築を挙げ、年金モラトリアムにより多くの無年金者が市民の権利として年金を受給できるようになったと言っている。ここでもベーシック・インカム理念が行政文書の中に取り入れられていることが確認される。確かに年金モラトリアムにより、年金受給者のカバー率は大幅に向上し、年金制度は普遍的制度となりつつある。しかし、それをベーシック・インカムの概念に基づくものであるとするのは正しくないであろう。ロ・ブオロも指摘しているように、年金モラトリアムで確かに現金を受給する高齢者は拡大したが、それはあくまでも社会保険の形式の内に留まっていることに相違ないからである<sup>(9)</sup>。すなわち年金モラトリアムでは、年金を受給する高齢者が受給した年金から保険料を支払うという社会保険の形式は保たれているとみることができる。

#### 4. 普遍的孩子手当

2009年に導入された「ソーシャルプロテクションのための普遍的孩子手当」(AUH: Asignación Universal por Hijo Para Protección Social)は、インフォーマルセクターを対象とした子供手当である。アルゼンチンにはそれまで、社会保険方式の家族手当があり、それらは婚姻、出産、幼稚園などの就学前教育からの子供に対する就学支援金などがある。しかし既存の家族手当における子供に関する現金給付は、あくまでも社会保険加入者を対象とし、広範なインフォーマルセクターは対象外であった。インフォーマルセクターを対象とした普遍的孩子手当の受給条件は、①フォーマルセクターで就業していないこと、②他のいかなる年



金や社会扶助を受給していないこと、③国民身分証明書（DNI: Documento Nacional de Identidad）を所持し、3年以上アルゼンチンに居住していること（外国籍であることを問わない）、④所得が最低賃金の1500ペソを上回らないこと、⑤子供に対する健康と教育の義務を果たすこと。

こうした条件を満たした場合、18歳以下の子供を持つ親または保護者に対して最大子供5人まで1人あたり月180ペソを支給するというものである。支給金の180ペソのうち80%の144ペソは直接支払い、残り20%の36ペソは毎月積立を行い、年1回子供の健康、教育または卒業後の就労支援労働のために関係者が支出するとされる。残りの20%について実際の運用では、下記の条件が満たされた場合に支給される。まず、子供への教育、医療や福祉を管理するために「社会保障・健康・教育国家手帳」（Libreta Nacional de Seguridad Social, Salud y Educación）を社会保険庁、教育省および保健省と共同で発行する。同手帳により子供が教育、健康診断また予防接種を受けていることを確認し、条件が満たされていない場合は子供手当の支給が中止される<sup>(10)</sup>。また条件が満たされている場合は、残りの20%が支給される。

年金モラトリアムとあわせてこのプログラムにより、アルゼンチンでベーシック・インカムのアドボカシー活動をしている団体が主張する高齢者と子供への市民所得の支給へ一歩近づいたことは事実である。とはいえ同プログラムは、支給をインフォーマルセクター労働者の子供に限定し、支給の条件として子供に教育や予防接種を受けているかどうか確認することから、条件付き現金給付に分類される。反政府系ナショナルセンターであるアルゼンチン労働者センター（CTA）の研究所で行われた同プログラムに対する評価では、同プ

ログラムはターゲティングを行っており、普遍的プログラムであるとはいえないこと。また、何らの手当を受けない児童・青年が20%いることも批判している（Rameri et.al.[2010]）。同報告書によると、普遍の子供手当プログラム施行4カ月後の18歳以下の児童・青年の状況は以下の通りである。社会保険である家族手当受給者が656万5317人、子供に対する各種社会扶助プログラム受給者が84万4279人、普遍の子供手当受給者は338万4546人、手当未受給者は281万1728人となっている。プログラム施行により他の社会扶助プログラムからの移動や新たに同プログラムの対象となった児童・子供がおり、手当未受給の児童・青年は437万3316人から281万1728人に減少したが、その児童・青年人口に占める比率は約20%に達する（Rameri et.al.[2010] 16）。また、ブエノスアイレス大学法学部のパウタッシ（Pautassi）研究員は、ベーシック・インカムの理念と照らしてみると、この普遍の子供手当は、親の職域ごとに異なる仕組みの手当を作り上げており、また非拠出性年金や普遍的児童手当は選別主義的であることを指摘し<sup>(11)</sup>、それらがベーシック・インカムの理念とかけ離れていると批判している。なお、この普遍の子供手当導入により前述の「社会的包摂のための家族プログラム」に基づく現金給付は中止されている。

## おわりに

アルゼンチンでは第二次世界大戦後、フォーマルセクターを対象とした社会保障制度を整備・発展させてきた。しかし、1990年代の大量失業の常態化や2001年の経済危機により、そうした社会保険中心の社会保障制度の限界が明らかとなった。そのような中で、市民であることを条件に基

礎所得を給付するというベーシック・インカム  
の概念が紹介され、その概念を啓発するNPO  
団体も出現した。アルゼンチンのベーシッ  
ク・インカム論者は、まず子供と高齢者  
から市民所得（ベーシックインカム）を  
給付することを提起していた。こうした  
ベーシック・インカム概念のアルゼンチ  
ンへの伝播と普及は、グローバル化の下  
で社会福祉政策のアイデアの国際的伝播  
の一例であり、またその普及過程には  
グローバル化の下での市民社会の国際  
的ネットワークの形成をみることもでき  
る。

21世紀になると、各種の現金給付  
プログラムがアルゼンチンに導入され  
た。それらにはベーシック・インカム  
構想からヒントを得たものであるとか、  
普遍的制度である点を強調する行政の  
言説がみられた。確かに、各種の現金  
給付プログラムにより現金給付が児童・  
青年また高齢者に広範に行き渡り、  
最貧困の緩和に貢献した事実は評価  
してよいであろう。しかし、それら  
プログラムのはほとんどは、ベーシッ  
ク・インカム概念をレトリックとして  
用いるのみで、実体は条件付き現金  
給付または社会保険方式の中での現金  
給付であった。とはいえ、ベーシッ  
ク・インカムの概念が社会政策学者  
やNPOに留まらず、行政の内部に浸  
透しつつある点は注目すべきであら  
う。

## 注

- (1) “Ingreso ciudadano, trabajo y democracia: Potencialidades de una renta básica”, <http://www.ciepp.org.ar/> 2010/07/08 閲覧。
- (2) <http://www.ingresociudadano.org/> 2010/07/14 閲覧。
- (3) <http://www.fcp.uncu.edu.ar/paginas/index/centros-de-estudios> 2010/07/14 閲覧。

- (4) <http://www.trabajo.gov.ar/prpgramas/social/jefes/> 2003年11月26日閲覧
- (5) <http://web.worldbank.org/> 2010/07/27 閲覧
- (6) <http://www.desarrollosocial.gov.ar/> 2010/08/02 閲覧。
- (7) <http://www.desarrollosocial.gov.ar/> 2010/08/02 閲覧。
- (8) <http://www.anses.gov.ar/prensa/informes/default.php> 2010/07/28 閲覧。
- (9) 2010年9月2日 CIEPP 所長 Rubén M. Lo Vuolo 氏へのインタビュー
- (10) [http://www.me.gov.ar/me\\_prog/ asignacionuniversal.html](http://www.me.gov.ar/me_prog/ asignacionuniversal.html) 2010/08/02 閲覧。
- (11) 2010年9月9日ブエノスアイレス大学法学部研究員 Laura Pautassi 氏へのインタビュー。

## 参考文献

- ANSES[2010], *Inclusión y previsión social en una Argentina responsable*, Buenos Aires: ANSES. <http://www.anses.gov.ar/prensa/informes/default.php> 2010/07/28 閲覧。
- CONAEyC[2004], *Octavo informe al poder ejecutivo nacional: programa jefes de hogar*, Buenos Aires: CONAEyC.
- Lo Vuolo, Rubén et.al.[1995], *Contra la exclusión: La propuesta del ingreso ciudadano*, Buenos Aires, CIEPP.
- Rameri, Ana, Augustina Haimovich y Mora Straschnoy [2010], *Bicentenario Sin hambre: Evaluación del programa “Asignación universal por hijo para la protección social” en sus primeros 4 meses de implementación*, Buenos Aires: Instituto de Estudio y Formación, CTA.
- Rodríguez Enríquez, Corina y María Reyes[2006], *La política social en la argentina post-convertibilidad*, Buenos Aires: CIEPP.
- Ministerio de trabajo[2003], *Plan jefas y jefes de hogar desocupados*, Buenos Aires: Ministerio de trabajo.

(うさみ・こういち/地域研究センター主任研究員)